

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和四年四月二十七日法律第三十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一三 （略）

四 第四条並びに附則第五条、第十条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める

日